

指定管理者制度 33施設に導入

指定管理者制度の活用に伴う条例改正議案及び指定管理者の指定議案について審議しました。

これまでは、多くの施設で地方自治法に規定する「管理委託制度」を活用し、公共的団体等へ管理を委託してきました。

地方自治法の改正により、これまでの制度に代わる新たな制度として、指定管理者制度が創設されました。この制度は、施設の管理を民間企業や任意団体まで拡大し、一定の管理権限を委任することにより、一層の効率的な管理やサービスの向上を図ることを目的としています。

このようなことから、本町でも平成18年度は33の施設について指定管理者制度を活用した施設管理を行うため、関係条例の改正がなされました。また、指定管理者の指定については、公募方式に

より4施設を、公募によらない方式により29施設を指定しました。指定期間は、施設により1年から5年の間です。

「さつま町健康ふれあいセンターあびる館・健康ふれあい公園」の指定管理者の指定については、反対、賛成の討論がなされ、採決の結果、賛成24人、反対1人の賛成多数で可決されました。



指定管理者制度を導入する「あびる館」

公募による施設

<ul style="list-style-type: none"> 健康ふれあいセンターあびる館 健康ふれあい公園 	<ul style="list-style-type: none"> 観音滝公園 観音滝公園交流センター
<p>【指定管理者】 明廣建設株式会社</p>	<p>【指定管理者】 株式会社ビルメン鹿児島グループ</p>
<p>【指定期間】 平成18年7月1日～ 平成23年3月31日</p>	<p>【指定期間】 平成18年7月1日～ 平成23年3月31日</p>

議会でも議会活性化、議員定数議員報酬を検討

3町の合併により議員定数は、48人から28人と20人の減となりました。三位一体改革など国の補助金が削減されるなか、町独自の施策の展開が重要になり、議会としての責任も増大しています。町議会としても4つの特別委員会を設置し、町の問題点や課題などを調整しながら、町民や町全体の利益、福祉の向上のため積極的に取り組んでいます。

行財政改革対策調査特別委員会では、町行財政の健全化、効率化等について調査、研究し、町長に提言を行いました。この特別委員会のなかでも、議会活性化、議員定数、議員報酬等の意見も多く出ています。町議会としても町議会の活性化等についても積極的に取り組んでいきます。

町長・助役・教育長の給料を1年間減額

厳しい雇用、経済情勢に鑑み、町長、助役、教育長の給料月額を1年間減額するさつま町長の給与の特例に関する条例を原案のおり可決しました。平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間、毎月の給料が町長で10%、助役で5%、教育長で3%減額されます。

◎給料月額

	減額前	減額後
町長	788,000円	709,200円
総務助役	622,000円	590,900円
経済助役	605,000円	574,750円
教育長	587,000円	569,390円